

公の施設を利用する権利に関する処分に係る異議申立てについて（答申）

地方自治法第244条の4第4項の規定により諮問された、諮問第3号「公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立てについて」について、下記のとおり答申する。

記

本件は、鎌倉市おさか子どもの家における入所保留処分について、異議申立てが行われたものであるが、子どもの家入所申請に係る事務手続については、実情をより詳細に酌み取り、丁寧な対応を望むとともに、今後も待機が生じることが懸念されることから、余裕のある運営にすべきであるものの、子どもの家の入所判定基準における市の手続に瑕疵はなく、また、当該施設は早期に受け入れ体制の整備が予定されており、それまでの間についても、暫定的な支援方法が考えられることから、棄却が妥当であると判断する。

なお、受け入れ体制が整い次第、直ちに対応できるよう速やかに条例改正を行うべきであることを付言する。